

白井市地域福祉センター 利用の手引き

令和7年4月作成

問い合わせ先

登録に関すること

白井市社会福祉課

TEL047-497-3482

予約に関すること

白井市社会福祉協議会

TEL047-492-5713

1. 白井市地域福祉センターとは

白井市地域福祉センター(以下、「センター」という。)は、白井市保健福祉センター内に設置され、地域福祉の増進に関する事業を行う施設です。

貸し出し施設は、団体活動室、録音室、翻訳室(以上、保健福祉センター3階)、会議室(保健福祉センター2階)となります。

センター窓口は社会福祉協議会(保健福祉センター3階)です。

2. センターの貸出施設概要

センターには、団体活動室、録音室、翻訳室、会議室があります。

貸出時間：午前9時から午後9時までの1時間単位

休所日：12月29日から1月3日まで

施設	利用内容
団体活動室 1・2・3	3部屋あり、団体活動の会議や打ち合わせ、講座等の会場として利用できます。各部屋30名程度の利用が可能です。 分割しての利用や、2部屋、3部屋をつなげての利用が可能です。
翻訳室	視覚障がい者の方に向けた資料作成のために翻訳作業を行う部屋です。 個人での利用も可能です。
録音室3	視覚障がい者の方に向けた資料作成のために録音作業を行う部屋です。 録音機器のある部屋となり、個人での利用も可能です。
会議室 1・2	2部屋あり各部屋18名程度での勉強会や打ち合わせでの利用が可能です。 各部屋独立した部屋となります。

3. センターを利用できる方

センターを利用できる方は、市内に事務所を有する地域福祉の増進に関する事業を実施する団体(以下、「地域福祉団体」という。)及び市内に事務所を有するそれ以外の団体(以下、「一般団体」という。)並びに市内に在住し、在勤し、又は在学する者(以下、「個人」という。)になります。営利を目的とした利用、宗教活動を目的とした利用は除外されます。

福祉団体については、白井市に地域福祉団体登録を申請し、登録要件をすべて満たしていると認められた団体(以下、「登録団体」という。)とし、センターの利用にあたり、利用料金が無料になり、利用予約を3ヶ月前(一般団体及び個人(以下、「一般団体等」という。))は2ヶ月前)から受付が可能となります。

(1) 団体の利用

○団体区分

団体の活動内容等により、「地域福祉団体」と「一般団体」に区分します。

※ 「地域福祉団体」については、4ページの「地域福祉団体登録」をご覧ください。

・地域福祉の増進に関する事業を行っているか否かで、団体は「地域福祉団体」と「一般団体」に区分され、利用料金、利用予約等も異なります。

■活動内容と団体区分

活動内容	団体区分	対象となる団体		地 域 福 祉 団 体 登 録
地域福祉の増進に関する事業を実施している	地 域 福 祉 団 体	地域福祉団体とする 主たる活動	具体的な活動内容	登録可 (登録要件 については、4ページ を参照)
		児童福祉活動	子育て支援に関する活動等	
		母子及び父子並びに寡婦福祉活動	ひとり親家庭に関する活動等	
		母子保健活動	妊産婦、乳幼児に関する活動等	
		障害者福祉（身体・知的・精神障害）活動	身体・知的・精神障害者に関する活動等	
		発達障害者支援活動	発達障害者に関する活動等	
		老人福祉活動	老人に関する活動、高齢者クラブ活動等	
		介護保険活動	介護予防、認知症、要介護支援に関する活動等	
		更生保護活動	犯罪をした者等の更生支援活動、犯罪防止活動等	
		生活困窮対策活動	生活困窮者に関する自立相談支援活動等	
		民生委員活動	民生委員に関する活動等	
		戦傷病者、戦没者遺族支援活動	戦傷病者、戦没者遺族支援に関する活動	
		権利擁護活動	成年後見活動等	
地域福祉の増進に関する事業を実施していない	一般団体	地域福祉の増進に関する事業以外の事業を行っている団体		登録不可

(2) 個人の利用

・営利活動、宗教活動を行わない利用で市内に在住、在勤又は在学する人が利用できます。

■センター利用一覧(施設毎の利用の可否・利用料金・予約開始時期)

上段:利用の可否(○…利用できる ×…利用できない)

中段:利用料金(1時間当たり) 下段:予約開始時期

施設	施設概要	利用できる方		
		団体		個人
		地域福祉団体	一般団体	市内に在住、 在勤又は在学 の人
団体活動室 1又は2又は3 (保健福祉センター3階) 各部屋30名程度の利用が可能です。	長机 10 椅子 30	○	○	×
		無料	440円	—
		3ヶ月前	2ヶ月前	—
団体活動室 1・2又は2・3 (保健福祉センター3階) 2部屋つなげて60名程度の利用が可能です。	長机 20 椅子 60	○	○	×
		無料	600円	—
		3ヶ月前	2ヶ月前	—
団体活動室 1・2・3 (保健福祉センター3階) 3部屋つなげて90名程度の利用が可能です。	長机 30 椅子 90	○	○	×
		無料	750円	—
		3ヶ月前	2ヶ月前	—
会議室 1又は2 (保健福祉センター2階) 各部屋18名程度の利用が可能です。各部屋は独立しています。	長机 6 椅子 18	○	○	×
		無料	320円	—
		3ヶ月前	2ヶ月前	—
録音室 3 (保健福祉センター3階) 録音機器のある部屋となり、 視覚障がい者の方に向けた資料作成のために録音作業を行う部屋です。 個人での利用が可能です。	机 1 椅子 1	○	○	○
		無料	240円	240円
		3ヶ月前	2ヶ月前	2ヶ月前
翻訳室 (保健福祉センター3階) 視覚障がい者の方に向けた資料作成のために翻訳作業を行う部屋です。 個人での利用も可能です。	長机 4 椅子 12	○	○	○
		無料	440円	440円
		3ヶ月前	2ヶ月前	2ヶ月前

4. 地域福祉団体登録

白井市では、地域福祉団体の認定・登録制度を導入しています。センターの利用に際し、地域福祉団体として利用を希望する団体は、団体登録の申請を行ってください。(申請した団体が必ず地域福祉団体として認定されるとは限りません。)

申請に必要な書類を提出し、**登録要件をすべて満たしていると認められる団体は、『認定団体』として登録**され、センターの利用に当たり、一般団体より早い時期からの施設予約の受付を行います。

(1) 登録期間 1年間(毎年7月1日から翌年6月30日まで)

※認定した日の属する年度の翌年度の6月30日までとします。

(2) 登録要件

下記の要件をすべて満たした団体を「登録団体」として認定します。

- (1) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。
- (2) 特定の宗教を支持し、宗教又は教団等を支持する宗教活動を行わない団体であること。
- (3) 特定の政党の利害に関する政治的な活動を行わない団体であること。
- (4) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治的活動を行わない団体であること。
- (5) 現に活動を行っており、原則として将来的に継続した活動が期待できる団体であること。
- (6) 組織及び活動に参加するものが新たに加わることができる団体であること。
- (7) 団体の構成員が5名以上で、構成員の半数以上が白井市民で構成されている団体であること。
- (8) 市内を活動の拠点とし、市内に事務所を有している団体であること。
- (9) 会則、規約又は定款が明記されている団体であること。
- (10) 代表者が白井市民であること。
- (11) 特定の学校、企業等の構成員のみによって組織されていない団体であること。
- (12) 次のいずれかの活動を団体の主たる活動として行う団体であること。
 - ア 児童福祉活動
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉活動
 - ウ 母子保健活動
 - エ 障害者福祉(身体・知的・精神障害)活動
 - オ 発達障害者支援活動
 - カ 老人福祉活動
 - キ 介護保険活動
 - ク 更生保護活動
 - ケ 生活困窮対策活動
 - コ 民生委員活動
 - サ 戦傷病者、戦没者遺族支援活動
 - シ 権利擁護活動

・白井市障害者地域活動支援センターの団体登録をしている団体(以下「支援センター使用団体」という。)については、(1)から(12)の要件を満たす団体とみなす。

地域福祉団体登録の申請手続き(登録方法)

(1) 地域福祉団体登録の申請

地域福祉団体登録を希望する団体は、登録要件を確認するため、必要な書類を社会福祉課に提出し申請してください。

・提出した書類は返却できませんので、写しを保管しておいてください。

◆団体登録の申請に必要な書類

1	白井市地域福祉団体認定申請書
2	会員名簿 ※役職、氏名、住所等が記載され、構成員と構成員人数が確認できる書類
3	会則、規約又は定款 ※団体の目的、名称、主たる事務所の場所が記載してあるもの
4	申請年度の事業計画書・予算書
5	前年度の事業報告書・決算書
6	その他市長が必要と認める書類

※ 必要な書類がすべて揃っていない場合は受付できません。ただし、市長又は教育委員会に対し、当該年度において同様の書類を提出済みで、当該書類の使用に同意できる場合は上記の3から5までの書類の提出を省略できます。

(2) 申請書類の内容確認

申請書類をもとに団体の活動内容等を確認します。

(3) 登録審査

登録要件に基づき審査の上、記載内容が登録要件をすべて満たした団体が認定されます。

・審査は申請書類を受付してから2週間程度かかります。

(4) 審査結果

審査終了後、審査結果(認定の可否決定)を通知します。

団体登録後も、登録団体の活動内容等を確認するため、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

団体登録の更新

「白井市地域福祉団体認定更新申請書」の提出

- ・毎年5月に翌年度の団体登録の更新申請の受付を開始します。
- ・審査にて認定されると、登録期間が翌年6月末日まで1年間更新されます。
- ・団体登録の更新申請に必要な書類が期日までに提出がなかった場合、また審査により不承認となった場合、6月末日をもって団体登録が満了となります。

団体登録の変更

「白井市地域福祉団体登録事項変更届」の提出

- ・「白井市地域福祉団体認定申請書」に記入した事項に変更があった場合、速やかに「白井市地域福祉団体登録事項変更届」を提出してください。
- ・団体の会則等の改正があった場合は、併せて変更後の会則等を提出してください。

団体登録の取消し

団体登録後、登録団体が以下のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとします。

- ・当該団体からの申出があったとき
- ・登録要件を満たさなくなったとき
- ・虚偽の申請があったとき
- ・その他市長が特に必要と認めるとき

※団体の活動内容等の確認のために提出を求めた書類が所定の期間内に提出されない場合は、登録を取り消すことがあります。

5. 一般団体登録

地域福祉団体以外の一般団体がセンターを利用する際は、毎年7月1日以降、初回のみ団体の事務所、構成員の住所が確認できる書類を提出し、以下の要件に該当する旨の手続きを社会福祉課で行うことで利用することができます。

- (1) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。
- (2) 特定の宗教を支持し、宗教又は教団等を支持する宗教活動を行わない団体であること。
- (3) 代表者が白井市民であること。
- (4) 団体の構成員が5名以上で、構成員の半数以上が白井市民で構成されている団体であること。
- (5) 市内に事務所を有していること。

6. 施設予約・申請について

センターの施設の利用に当たり予約が必要となります。

- ・利用者や利用施設によって施設の使用料や予約開始時期が異なります。
- ・予約は1時間単位で行います。
- ・利用時間には、準備、後片付けの時間も含まれています。
- ・施設の予約については、「白井市スポーツ施設・公民館施設予約システム」又はセンター窓口（社会福祉協議会窓口）で受付します。
- ・施設の空き状況は、「白井市スポーツ施設・公民館施設予約システム」又は直接センター窓口（社会福祉協議会窓口 TEL047-492-5713）へ電話で問い合わせてください。（電話での予約は受け付けません。）

利用者登録の方法

センターの施設に当たっては、白井市スポーツ施設・公民館施設予約システムを利用して予約（仮予約）ができるサービスを行います。

事前に利用者登録をすることにより、各施設の利用申込みなどの手続きを、インターネットを通じて家庭のパソコンなどで行うことができます。

●利用者登録について

スポーツ施設・公民館施設予約システムにて予約（仮予約）などをご利用いただくためには、あらかじめ利用者登録が必要になります。

※ 白井市公共施設利用登録申請書（以下、「利用登録申請書」という。）は、社会福祉課窓口に用意しています。

※ インターネットを利用しない（社会福祉課窓口へ直接申請する）場合でも、利用者登録していただくことにより、窓口の手続きがスムーズに行えます。

●登録申請要件／必要なもの

申請の際、身分証明書（公的機関が発行した氏名・住所等が確認できるもの）により本人確認を行いますので、本人（団体の代表者又は会員）が直接申請するようにお願いします。

なお、申請時と受取時に社会福祉課窓口に来られる方が異なる場合は申請時及び受取時のいずれも確認します。

【登録要件／必要書類】

施設	区分	登録要件	必要書類	登録窓口
団体活動室、会議室、 録音室、翻訳室	団体 登録	代表者が市内在住で、5 人以上で構成される団 体。構成員の半数以上 が市内在住で、事務所 が市内にあること。	利用登録申請書 身分証明書 (免許証等の提示) 会員名簿	白井市役所 社会福祉課 Tel 497-3482

・登録申請手続き後、利用登録決定通知書(利用登録カード)をお渡しします。利用申請、利用料金の支
払い等の際は必ずお持ちください。

・登録決定通知書を紛失された場合は、社会福祉課窓口で再発行します。

・登録の有効期限

登録日より3年間 ※有効期限の3ヶ月前から更新手続きが可能

予約と支払いの方法

白井市スポーツ施設・公民館施設予約システムで手続き可能な各施設の利用申込みと支
払い方法については以下のとおりです。

●手続きの流れ

インターネットを利用した手続き		インターネットを利用しない手続き		
① (利用者登録) ＊施設を利用する方は事前に手 続きを行う		① (利用者登録は省略)		
＊地域福祉団体 ② 予約申込み (仮予約) ③ 利用申請 (本予 約)	＊一般団体 ② 予約申込み (仮予約) ③ 利用申請 (本予 約・利用料の支払 い)	＊地域福祉団体 ② 予約申込み (仮予約) ③ 利用申請 (本予約)	＊一般団体 ② 予約申込み (仮予約) ③ 利用申請 (本予約・ 利用料の支払い)	＊個人 ② 予約申込み (仮予約) ③ 利用申請 (本予約・ 利用料の支払い)
④ (施設利用)	④ (施設利用)	④ (施設利用)	④ (施設利用)	④ (施設利用)

② 予約申込み（仮予約）

●利用者登録をしている（インターネット利用）場合

- ・地域福祉団体 利用日の3ヶ月前から7日前まで
- ・一般団体等 利用日の2ヶ月前から7日前まで

※利用日の6日前以内の申込みはセンター窓口で申請してください。

●利用者登録をしていない場合（窓口受付）

- ・地域福祉団体 利用日の3ヶ月前から3日前まで
- ・一般団体等 利用日の2ヶ月前から3日前まで

※ただし、一般団体等については利用の申請時に利用料を納付してください。

**※ 7日前までに本予約の手続きをしない場合、仮予約は自動的に取り消されま
すので注意して下さい。**

③ 利用申請・利用料の支払い（本予約）

●既に仮予約している場合（インターネット利用）

仮予約した日から利用日の7日前までに社会福祉協議会窓口で申請。

※ただし、一般団体等については利用の申請時に利用料を納付してください。

●インターネットを利用せず窓口で申請する場合

利用日の3日前までに社会福祉協議会窓口で申請。

※ただし、一般団体等については利用の申請時に利用料を納付してください。

●利用申請・利用料の支払い窓口

センター窓口（社会福祉協議会窓口 保健福祉センター3階）

**（土・日・祝、年末年始（12月29日から1月3日）以外の午前8時30分
から午後5時15分まで）**

●利用申請・利用料の支払い手続き（本予約）

団体等の会員が利用申請・利用料の支払い手続きを行って下さい。

- 1) 登録カードを窓口へ提示
- 2) 仮予約の内容確認
- 3) 利用申請書、利用許可書の内容を確認し、利用申請書に氏名等を記入
- 4) 利用料金を支払う（地域福祉団体は除く）
- 5) 許可証を受け取る（本予約）

予約の変更・取消し

※自己都合の場合

● 本予約（利用料支払い済）を変更する場合

・変更申請期限

本予約した日（利用料金を支払った日）から利用日の7日前まで

※変更期限（利用日の7日前まで）を経過した場合は変更ができません

※利用日などの変更申請する場合は、変更する内容を決定した上でセンター窓口で、団体の会員等が申請すること。（受付はセンター窓口のみ）

・取消し（本予約）

自己都合のキャンセル返金はありません。また、当日のキャンセル（振替）もできませんので、利用の計画・調整を十分行った上で施設を予約して下さい。

● 仮予約（利用料金未支払い）の変更・取消しする場合

仮予約の変更・取消しはインターネットを利用して行うことができます。

・変更申請期限

仮予約した日から利用料金を支払うまで。

*利用料金は利用日の7日前までに利用料金を支払うこと。

なお、7日前までに本予約の手続きをしない場合、仮予約は自動的に取り消されますので注意して下さい。

7. 施設の利用

—予約に関するお願い—

予約につきましては、実際に利用する施設、利用する時間だけを予約するようご協力をお願いします。

予備で他の施設や時間を予約すると本当に利用したい団体等が使えない状況になることも想定されます。予備で予約することは控えるようお願いします。

【利用の仕方】

1)利用前

・「**利用許可書**」を持参の上、社会福祉協議会窓口に出して鍵をお受け取りください。

2)利用後

・机、椅子等を原状復帰、清掃・整理整頓をお願いします。

利用上のルール～みなさんが安全に気持ちよく利用するために～

センターの設置目的に合わせてご利用いただくため、センターを利用できない活動に該当する活動を行っている団体、また次のいずれかを厳守できない団体・個人に対しては、利用の制限、もしくは利用停止し、以後の利用を認めない場合があります。

- ・白井市保健福祉センター設置及び管理に関する条例、白井市保健福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則、及び本手引きに定められた事項を厳守してください。
- ・利用時間は厳守してください。
- ・センターの内外に関わらず、他の利用者の迷惑となる行為はしないでください。
- ・大きな音や振動の出る活動はできません。ただし、市が実施するイベントや事前許可を得た場合は除きます。
- ・火気や危険物の持ち込み、使用は行わないでください。
- ・センターは禁煙、禁酒です。(敷地内禁煙です。)
- ・施設の利用後は片づけし、利用前の状態に戻してください。
- ・施設、設備の利用にあたっては職員の指示に従ってください。
- ・営利目的での使用及び販売行為はできません。
- ・施設及び器具機材等を大切に使用してください。破損、汚損、紛失等した場合は、必ずセンター窓口へ申し出てください。故意又は過失による場合は、弁償していただく場合もあります。
- ・センター内で事故(けが)をされた時は、速やかに社会福祉協議会窓口まで報告してください。
- ・使用する権利を他のものに譲り渡し、又は転貸できません。
- ・公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるときは利用できません。
- ・センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるときは利用できません。
- ・その他センターの施設、設備の利用方法等に疑義が生じた場合は、管理者が定めるものとします。